

所沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年10月25日

所沢市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）では、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられている。

所沢市はまとまった農地の存在する農業地域と、比較的市街化の進んだ都市型の農業地域が混在しており、それぞれの地域の実態に応じた取組を推進することが求められている。

特に、都市近郊では市街地の拡大や相続に伴う農地の小規模、分散化が見られ、土地持ち非農家の増加などによる遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消に努める必要がある。一方、まとまった農地の存在する農業地域では、担い手となる新規就農者の参入が多く見られる。このような地域特性が混在する中、担い手への農地利用の集積、集約化を図るため、「地域計画」に基づく農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

所沢市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、所沢市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する所沢市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証と見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	1, 420ha	17.9ha	1.26%
3年後の目標 (令和8年4月)	1, 377ha	5.9ha	0.42%
目 標 (令和15年4月)	1, 278ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

令和5年度遊休農地面積17.9haから毎年度4haの解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ②農地パトロールは、農地利用状況調査の実施時期にかかわらず適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③農地所有者の意向を踏まえた相談や指導など、農地の利用関係の調整を行う。
- ④農地利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により農地中間管理事業の活用を促進する。
- ⑤所沢市農地サポート事業により農地の貸し付け・売り渡しの希望状況を把握し、借り受け・買い受け希望者にあっせんする。
- ⑥利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	1, 420ha	615ha	43.3%
3年後の目標 (令和8年4月)	1, 377ha	645.3ha	46.9%
目 標 (令和15年4月)	1, 278ha	716ha	56%

【目標設定の考え方】

令和5年度集積面積615haから毎年度10.1haの集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ①地域ごとの人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直し等、地域における農業者等による話し合いの場に積極的に参加する。
- ②市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する農業者の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
- ④農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める
- ⑤認定農業者制度の周知活動に努めるとともに、既存の認定農業者に再認定を促す。
- ⑥所沢市農地サポート事業を活用し、農地の借り受け・買い受けの希望状況を把握し、農地の流動化に取り組む。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	経営体数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年度までの新規参入者数)	23経営体
3年後の目標 (令和8年度までの新規参入者数)	26経営体 (1.5ha)
目 標 (令和15年までの新規参入者数)	33経営体 (15ha)

【目標設定の考え方】

毎年度1経営体、1経営体あたり0.5haの新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、農業委員会ネットワーク機構（農業会議）、農地中間管理機構等関係機関と連携して、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、就農相談への対応、農地のあっせん、指導者の紹介等に努めるなど積極的に支援する。
- ②参入希望者の地域との受入条件を調整するとともに、参入後も継続的な支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 「地域計画」の目標を達成するための役割

所沢市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、所沢市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ①日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ②農家への声掛け等による意向把握
- ③「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ④農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ⑤「地域計画」の定期的な見直しへの協力